

兵庫大学経済情報学部履修規程

〔平成7年4月1日制定〕
兵大程第8号

(目的)

第1条 この規程は、兵庫大学学則（以下「学則」という。）に基づき、兵庫大学経済情報学部（以下「本学部」という。）の授業科目、履修方法、試験、成績評価、卒業の資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目区分1)

第2条 本学部で開設する授業科目は、基礎・教養科目、専門教育科目、教職に関する科目とする。

(授業科目区分2)

第2条の2 平成20年度以降の入学者対象の基礎・教養科目については、基礎科目と教養科目に区分し、さらに平成20年度から平成23年度までの入学者については、教養科目は人文系、社会系、自然系、語学系、体育系、総合系に区分する。

2 専門教育科目については、演習科目、コース共通科目、コース専修科目に区分する。

3 平成20年度以降の入学者対象のコース専修科目については、次のとおり区分する。

平成24年度以降の入学者	経済コース専修科目、情報コース専修科目
平成20年度から平成23年度までの入学者	経済ビジネスコース専修科目、情報システムコース専修科目、地域デザインコース専修科目

4 教職に関する科目については、教育職員免許状の取得のために開設する科目であり、当該科目について必要なことは、別に定める。

(必修科目、選択必修科目、選択科目)

第3条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。

(1) 必修科目 — 必ず単位を修得しなければならない科目

(2) 選択必修科目 — 指定された科目群の中から、所定の科目数又は単位数以上を修得しなければならない科目

(3) 選択科目 — 任意に単位を修得できる科目

(履修登録)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期初めの指定期日までに、履修登録届を教務課に提出しなければならない。

2 学生が一の学期に履修登録することができる単位数は、再履修科目の単位数を含め、24単位とする。ただし、4年次Ⅱ期及び修業年限超過生は、28単位とする。

なお、演習科目については、一の学期に履修登録できる科目数は、再履修科目を含め2科目以内とする。

3 履修登録を行わなかった科目については、単位認定の対象としない。

4 専門教育科目のうち、科目名にⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳがある科目は、履修順序が示された科目である。

5 履修登録のための条件に特別な指示があるときは、その順序に従って履修しなければならない。

6 その他履修登録について必要なことは、別に定める。

(コースの選択)

第5条 平成20年度から平成23年度までの入学者は2年次Ⅱ期において、経済ビジネスコース、情報システムコース、地域デザインコースのいずれかを、平成24年度以降の入学者は2年次Ⅱ期において、経済コースまたは情報コースのいずれかを選択しなければならない。

2 学生は、2年次Ⅱ期以降は選択したコースの要件に従い、科目を履修しなければならない。

3 各コースの必修科目は以下のとおりであり、選択したコースの必修科目は卒業要件上、必ず単位を修得しなければならない。

〈平成24年度以降の入学者〉

経済コース「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「経営学総論」

情報コース「情報数理」「プログラミングⅠ」「情報システム学」

〈平成20年度から平成23年度までの入学者〉

経済ビジネスコース「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「経営学総論」「簿記論」

情報システムコース「数理論理学」「プログラミングⅠ」「プログラミングⅡ」

「情報システム学」

地域デザインコース「フィールドワーク」「地域分析論」「人と地域」「地域デザイン論」

第6条 (削 除)

(平成20年度以降の入学者に対する3年次以降配当科目の履修登録要件)

第6条の2 平成20年度以降の入学者が3年次以降配当科目を履修登録するためには、以下の科目群(計26単位)の単位を修得しておかなければならない。

〈平成24年度以降の入学者〉

基礎科目 「日本語(読解と表現)」「英語」「コンピュータ演習」 計6単位

教養科目 「宗教と人生」 2単位

演習科目 「基礎演習A」「基礎演習B」「発展演習Ⅰ」「発展演習Ⅱ」 計8単位

コース共通科目 「基礎数学A」「経済ビジネス入門」「情報科学入門」「アプリケーションソフト」 計10単位

〈平成20年度から平成23年度までの入学者〉

基礎科目 「日本語(読解と表現)」「英語」「コンピュータ演習」 計6単位

教養科目 「宗教と人生」 2単位

演習科目 「基礎演習A」「基礎演習B」「発展演習Ⅰ」「発展演習Ⅱ」 計8単位

コース共通科目 「数学基礎」「経済情報概論」「アプリケーションソフト」

計10単位

(平成24年度以降の入学者に対する「卒業演習Ⅱ」の単位修得要件)

第6条の3 平成24年度以降の入学者が「卒業演習Ⅱ」の単位を修得するためには、演習担当者指導のもとに取組んだ研究の成果物を指定の期日までに所定の場所に提出しなければならない。

(再履修)

第7条 学生は、不合格となった授業科目の単位を修得するために、翌学期以降に開講される当該科目を履修することができる。

2 学生は、可以上の評価を得て単位を修得した授業科目については、再び履修すること

ができない。

(試験の種類)

第8条 本学部で行う試験は次のとおりとする。

- (1) 定期試験
- (2) 追試験
- (3) 再試験

(試験の受験資格)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の授業科目について試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないときその科目
- (2) 定められた期日までに授業料等の学納金等を完納していないとき全授業科目

(定期試験)

第10条 定期試験は、学期末にその履修した授業科目について筆答、論文、実技等の方法で行う。

- 2 前項の試験は、その授業のある学期中に随時行う考査等をもってかえることができる。
- 3 定期試験の判定は、100点満点とする。
- 4 その他の定期試験について必要なことは、別に定める。

(追試験)

第11条 学生は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった場合、追試験を受験することができる。

- 2 追試験を希望する者は、所定の期日にその旨を教務課に届けなければならない。
- 3 教務委員長は、前項の者が追試験願いを提出し妥当と認めるときは、追試験を行う。
- 4 追試験は、試験期間内の科目、一科目につき一回のみ行う。
- 5 追試験の判定は、定期試験に準ずる。
- 6 その他追試験について必要なことは、別に定める。

(再試験)

第12条 4年次の学生（修業年限超過生を含む）は、定期試験等を受験し、不合格となった履修登録科目について、再試験を受験することができる。ただし、受験できる科目数は、Ⅰ期・Ⅱ期を通じて、科目の区別を問わず、最大二科目とする。

- 2 再試験を希望する者は、所定の受験料を添えて、所定の期日にその旨を教務課に届けなければならない。
- 3 教務委員長は、前項の者が再試験願いを提出し妥当と認めるときは、再試験を行う。
- 4 再試験は、一科目につき一回のみ行う。
- 5 再試験の成績評価は、可又は不可の評価をもってする。
- 6 その他再試験について必要なことは、別に定める。

(不正行為)

第13条 受験中に不正行為を行った者に対しては、即刻退場を命じて当該科目の登録を取り消す。

(成績評価)

第 14 条 成績の判定は点数で行い、成績評価の通知は秀、優、良、可、不可の評価をもってする。

2 成績評価は次の基準によるものとし、可以上をもって合格とする。

- (1) 秀 90 点～100 点
- (2) 優 80 点～89 点
- (3) 良 70 点～79 点
- (4) 可 60 点～69 点
- (5) 不可 60 点未満

3 前項の基準にかかわらず、「欠格」又は「失格」の成績評価を行うことができる。

4 当該科目担当者は次の事項のいずれかに該当すると判断した者について、当該科目の成績評価を「欠格」とすることができる。

- (1) 出席不足の者
- (2) 成績評価に必要なレポート等を未提出の者
- (3) 成績評価に必要な試験を欠席した者

5 当該科目担当者は次の事項のいずれかに該当すると判断した者について、当該授業への出席を禁止し、当該科目の成績評価を「失格」とすることができる。

- (1) 授業妨害を行った者
- (2) 当該科目担当者の指示に従わなかった者

(G P A)

第 14 条の 2 各学期毎に、以下の計算式によって G P A を算出する。

$$GPA = \frac{[(\text{履修登録した科目の単位数}) \times (\text{その科目の成績評価に対するグレードポイント})] \text{の総和}}{(\text{履修登録した科目の単位数}) \text{の総和}}$$

2 成績評価に対するグレードポイントは、次のとおりとする。

成績評価	グレードポイント
90 点～100 点 (秀)	4.0
80 点～89 点 (優)	3.0
70 点～79 点 (良)	2.0
60 点～69 点 (可)	1.0
60 点未満 (不可)	0.0

(60 点未満には、「欠格」「失格」を含む)

(単位の授与)

第 15 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(卒業の要件)

第 16 条 所定の期間在学し、次の各号に定める 124 単位以上を修得した者について卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(1) 平成 24 年度以降の入学者について

基礎・教養科目		必修 4 科目 8 単位を含む 24 単位以上
専 門 教 育 科 目	演習科目	必修 8 科目 16 単位を含む 16 単位以上
	コース共通科目	必修 6 科目 14 単位を含む 24 単位以上
	コ ー ス 専 修 科 目	選択したコース専修科目から 必修 3 科目 10 単位を含む 40 単位以上
	経済コース専修科目	
情報コース専修科目		
その他、演習科目、コース共通科目、 コース専修科目のいずれかから		20 単位以上
		合計 124 単位以上

(2) 平成 21 年度から平成 23 年度までの入学者について

基礎・教養科目		必修 4 科目 8 単位を含む 24 単位以上
専 門 教 育 科 目	演習科目	必修 9 科目 20 単位
	コース共通科目	必修 5 科目 14 単位を含む 24 単位以上
	コ ー ス 専 修 科 目	選択したコース専修科目から 必修 4 科目 16 単位を含む 40 単位以上
	経済ビジネスコース専修科目	
情報システムコース専修科目		
地域デザインコース専修科目		
その他、コース共通科目、コース専修 科目のいずれかから		16 単位以上
		合計 124 単位以上

(3) 平成 20 年度の入学者について

基礎・教養科目		必修 4 科目 8 単位を含む 24 単位以上
専 門 教 育 科 目	演習科目	必修 9 科目 20 単位
	コース共通科目	必修 4 科目 14 単位を含む 24 単位以上
	コ ー ス 専 修 科 目	選択したコース専修科目から 必修 4 科目 16 単位を含む 40 単位以上
	経済ビジネスコース専修科目	
情報システムコース専修科目		
地域デザインコース専修科目		
その他、コース共通科目、コース専修 科目のいずれかから		16 単位以上
		合計 124 単位以上

(4) (削 除)

(単位互換に関する教養科目・総合領域科目)

第 17 条 学則第 23 条に基づき、放送大学の授業科目を履修し単位認定された場合、本学
部教養科目の単位とする。なお、当該科目の履修登録にあたっては、第 4 条第 2 項に
定める履修登録制限単位数には含まない。

2 平成 20 年度以前入学者に係る放送大学の授業科目については、単位認定された場合、
本学部教養科目（放送大学科目）の単位とする。なお、当該科目の履修登録にあつ
ては、第 4 条第 2 項に定める履修登録制限単位数に含める。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、教務委員長が
学部教授会に提案し、学部教授会の審議により定める。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 10 条の 2 は、平成 12 年度入学者から適用する。

3 この規程の施行の際、平成 15 年以前の入学者に関する科目の履修登録については、別
表「科目読み替え表」に掲げる科目を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条の 2 の規定にかかわらず、平成 18 年度以降の入学者に対する 3 年次以降配当科目の履修登録要件（以下「履修登録要件」という）を満たさなかった者で、次の各号のいずれにも該当する者については、当分の間、3 年次配当科目の履修登録を認めることができる。
 - (1) 履修登録要件として指定されている科目で、履修登録機会が 2 回以下の科目（演習科目を除く）が不合格で、その他の科目はすべて合格であった者
 - (2) 指定期日までに学部長に所定の申請を行った者
- 3 前項の規定により、3 年次配当科目の履修登録を認められた者が、その後の学年終了時にも引き続き履修登録要件を満たしていない場合には、4 年次配当科目の履修登録は認めない。

附 則

この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。